

東福寺ため池管理規程

平成20年11月14日制定

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は県営ため池等整備事業東福寺地区によって造成された土地改良施設の維持管理、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

（管理者の業務）

第2条 ため池管理者（以下「管理者」という。）は、この規程の定めるところにより、ため池を管理するものとする。

（異例の措置）

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

第2章 管理に関する事項

（管理）

第4条 管理者は、取水ゲート、底樋ゲートの管理、操作を行う。

2 管理者は、管理日誌に取水ゲートの開度の状況、気象、点検整備の状況等を記録しなければならない。

（取水）

第5条 管理者はかんがい用水の取水を行うときは、期別管理曲線に基づき、取水ゲートの開閉により放流操作を行うものとする。

2 管理者は期別管理曲線を下回る場合、渇水体制をとるものとする。この場合、理事長は適正な用水配分が可能となる必要な措置について指示するものとする。

3 管理者は、取水管内にゴミ、その他通水を妨げるものが入らないように注意する。

第6条 管理者はため池の排水を行うときは、下流の水路、水位状況に応じて、底樋ゲートの開閉操作を行う。

（貯水）

第7条 管理者は、期別管理曲線により、貯水位の管理を行うこととし、毎年3月31日までに満水にするものとする。

2 管理者はかんがい期間中、降雨があったときは、ため池の状況を勘案し、貯水に務めなければならない。

第5条 ため池の点検、清掃、美化に関する事項

（点検、清掃）

第8条 土地改良区は、非かんがい期に、施設及びゲートの点検を行うものとする。

2 管理者は、操作室周辺のゴミ、草類を撤去する。

（美化）

第9条 ため池の草刈等の美化活動は、稲川土地改良区が行うものとする。

第5章 緊急事態における措置に関する事項

（警戒体制）

第10条 理事長は、次の各号の1に該当する場合においては、警戒体制をとらなければならない。

- （1）気象台から関係地域に対して降雨に関する警報が発せられたとき。
- （2）震度4以上の地震が発生したとき。
- （3）融雪等その他洪水が予想されるとき。

（警戒体制時における措置）

第11条 理事長は、前条の規定により警戒体制を取ったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- （1）気象台、県、市その他関係機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行うこと。
- （2）施設に異常がないか点検し、その状況を理事長に報告し、また関係機関にも報告するものとする。
- （3）前号の結果、異常が確認された場合は直ちに理事長の指示のもと、必要な措置を講ずるものとする。

（警戒体制の解除）

第12号 理事長はふたたび増水のおそれがないと認められたとき、または地震による影響がないと判断したときは、警戒体制を解除するものとする。

附 則

この規程は、平成20年11月14日より施行する。

別表

東福寺ため池容量配分計画



